11　締約国は、それぞれの地理的表示の保護に関する情報（制度、手続及び対象となる商品に関するものを含む。）を交換することができる。

12　締約国は、遺伝資源に関連する伝統的な知識に関する特許出願の審査における特許の審査官の訓練について協力することができる。

13　この章の規定に基づく全ての協力活動は、いずれかの締約国の要請に基づき、相互に合意する条件に従い、並びに関係する締約国の関係法令及び利用可能な資源の範囲内で行われる。

第Ｌ節　透明性

第十一・七十七条　透明性

1　各締約国は、知的財産権の取得可能性、範囲、取得、行使及び濫用の防止に関する最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定が、他の締約国及び権利者が知ることができるような方法により、少なくとも自国の国語により公表され、又は公表が実行可能でない場合には、公に利用可能なものとされることを定める。各締約国は、当該最終的な司法上の決定が、実行可能な場合にはオンラインで公表されることを定めるよう努める。(注)

注　この1の規定は、締約国に対し、自国の法令においてオンラインによる公表を明記することを要求するものではない。

2　各締約国は、自国の法令に従い可能な限りにおいて、知的財産権の出願又は申請及び登録に関する情報並びに該当する場合にはその法的地位に関する情報（登録及び失効の日等）を公表し、又は公に利用可能なものとするために適当な措置をとる。

第Ｍ節　経過期間及び技術援助

第十一・七十八条　貿易関連知的所有権協定に基づく後発開発途上締約国のための経過期間

この章のいかなる規定も、締約国が貿易関連知的所有権協定に基づく適用可能な経過期間であって、ＷＴＯにおいてこの協定が効力を生ずる日の前に合意されたもの又は同日以後に合意されるものを援用する権利を害するものではない。

第十一・七十九条　締約国別の経過期間

1　締約国は、各締約国の異なる発展段階に留意して、及び前条（貿易関連知的所有権協定に基づく後発開発途上締約国のための経過期間）の規定の適用を妨げることなく、附属書十一Ａ（締約国別の経過期間）の規定に従ってこの章の特定の規定の実施を遅らせることができる。

2　締約国は、附属書十一Ａ（締約国別の経過期間）に定める関係する期間中に、同附属書において自国について定める規定に基づく自国の義務に措置を一層整合的でないものとする改正を行ってはならず、また、この協定の署名の日に有効な自国の関連措置よりも当該義務に整合的でない新たな措置を採用してはならない。この条の規定は、締約国及び他の締約国が締結している国際協定に基づくこれらの締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十一・八十条　締約国別の経過期間に関する通報

1　附属書十一Ａ（締約国別の経過期間）に定めるところによりこの章の規定に基づく義務に係る締約国別の経過期間を有する締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日の後に、ビジネス環境に関する委員会に対し、これらの義務のそれぞれの履行のための自国の計画及び当該履行に向けた進捗状況を次のとおり通報する。

(a)　五年以下の経過期間については、当該経過期間が満了する六箇月前に通報する。

(b)　五年を超える経過期間については、この協定が自国について効力を生ずる日から五年後の日及びその後当該日から一年ごとに通報し、当該経過期間が満了する六箇月前に通報する。(注)

注　この(b)の規定は、附属書十一Ａ（締約国別の経過期間）に定める経過期間の延長についても適用する。

2　締約国は、義務の履行に向けた他の締約国の進捗状況に関する追加的な情報を要請することができる。その要請を受けた締約国は、当該要請に速やかに応ずる。

3　締約国別の経過期間を有する締約国は、当該経過期間が満了する日までに、当該経過期間の対象となった義務を履行するためにいかなる措置をとったかについて他の締約国に通報する。

4　締約国が3の規定に従って通報しなかった場合には、事案は、ビジネス環境に関する委員会の次の通常会合の議題に自動的に掲げられるものとする。

第十一・八十一条　技術援助

1　締約国は、第十五章（経済協力及び技術協力）の目的に従い、附属書十一Ｂ（技術援助に係る要請の一覧）に定めるこの章の規定の実施のために特定されたニーズに基づいて必要な技術援助を行うことを合意する。

2　1に規定する技術援助は、関係する締約国の関連規則及び利用可能な資源の範囲内で、相互に合意する条件に従って行われる。

第Ｎ節　手続事項

第十一・八十二条　知的財産権の運用のための手続の改善

締約国は、自国の知的財産制度を効率的に運用することの重要性を認識する。この点に関し、各締約国は、知的財産権の運用のための自国の手続を継続的に見直すものとし、適当な場合には、当該手続を改善するよう努める。

第十一・八十三条　書類に係る手続上の要件の簡素化

前条（知的財産権の運用のための手続の改善）の規定を適用するほか、各締約国は、次の事項に関する自国が維持する手続上の要件を簡素化するよう努める。

(a)　特許出願に関する翻訳の証明

(b)　特許、意匠及び商標の出願に関する署名の真正の証明

附属書十一Ａ　締約国別の経過期間

この附属書の規定の適用上、

(a)　「経過期間」とは、その期間が満了する前に締約国が第十一章（知的財産）の特定の規定を完全に実施しなければならない期間をいう。

(b)　年数（例えば、「五年」）は、この協定が締約国について効力を生ずる日に開始する当該締約国の経過期間を示す。

(c)　各条項は、締約国の経過期間の満了までの間、当該締約国が実施を遅らせることができる特定の規定を示す。

カンボジア

規定	経過期間
第十一・九条（多数国間協定）1(e)（ＷＩＰＯ著作権条約について）	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・九条（多数国間協定）1(f)（ＷＩＰＯ実演・レコード条約について）	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・十四条（効果的な技術的手段の回避）	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・十五条（電磁的な権利管理情報の保護）	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・十九条（商標の保護）（音による標章について）	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・二十二条（商標の登録及び出願）2(a)及び(b)	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・四十八条（植物の新品種の保護）	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・六十二条（侵害物品並びに材料及び道具の廃棄）2	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・六十四条（暫定措置）1(a)	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・七十四条（刑事上の手続及び刑罰）3(b)及び(c)	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・七十五条（デジタル環境における侵害に対する効果的な措置）	十年（一回に限り五年間延長することができる。）

ラオス

規定	経過期間
第十一・九条（多数国間協定）1(e)（ＷＩＰＯ著作権条約について）	十年
第十一・九条（多数国間協定）1(f)（ＷＩＰＯ実演・レコード条約について）	十年